

「第3期宇治市地域福祉計画（初案）」に対して寄せられたご意見及びそれに対する本市の考え方

資料1

①施策・取組について（20件）

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
1	<p>○参加支援の観点から 宇治市は大阪府堺市などのように南北の交通網は発展しているが、JR や私鉄各社の駅、沿線外のコミュニティを結ぶ交通網が非常に脆弱であると見ています。 このことから炭山地区などの障害者が「行事に参加したい」と要求したとしても、交通問題から、その要求が満たせない状況である。現在、市の政策としてタクシー券などが配布されているが、障害等級や障害区分で提供が受けられないなどの不都合も生じている。 参加支援の文字を当計画に落とし込むのであれば、移動支援も含めた「支援」があることを念頭に置くべきである。そのためには障害の有無にかかわらず利用できる「オンデマンドタクシー」など愛知県刈谷市の事例は参考になると見えています。</p>	<p>いただきましたご意見を踏まえて、地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つである「(P.44) 2 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進します。」に「交通結節点までの距離にかかわらず移動が困難な方など、新たな移動ニーズに対応していくために、既存公共交通との整合性を図りながら地域に応じた移動手段の確保に取り組みます。」を追加して、修正します。</p>	<input type="radio"/> 資料2 P.6
2	<p>他部署でも書いてるが、宇治には無料で使える広場や施設が少なすぎる。（スーパーの平和堂、フレンドマート規模の）広場が20箇所くらい市内にあればよいぶん福祉の増進が図れると思う。高齢者、障害者、未成年者の施策充実もだが、若者、現役世代の福祉サービスが何もない。働くだけ働けと言っているようなもの。30年前と収入状況も大きく変わっていて、昔より、より現役を大切にしていると感じるような福祉施策があって良いのでは。その一つが、スーパー規模の広場整備を20箇所、市内に要望したい。これだけで多くの人が交流を持てる。（世代関わらず）健康増進に寄与できる。</p> <p>施策を細分化し、明確にすることは理解できるが、その分、限定的○○だけのための利用しかできない状況になっている。高齢者だけ、障害者だけ、未成年者だけ、団体登録者だけ。住みわけがされていて、市民自身が○○だけの集まり、利用場所と受け取り、そのことが交流の範囲を狭めていると感じる。忙しい現役世代でも、もっと高齢者、障害者、その他の施策に関わっていける取組みを。</p>	<p>いただいたご意見について、地域福祉推進のプログラムの具体的な取組として「(P.45) 20 公共施設や学校、福祉施設、空き家・空き店舗、隣保館等の既存施設が、地域福祉活動や交流の拠点として、利活用できるような取組を推進します。」及び「21 デジタル技術の活用により、気軽に住民同士の交流や情報共有のできる仕組みづくりを推進します。」、「22 地域にある既存の公共施設の適切な維持管理に加え、公共施設の在り方について改めて検討し、地域で有効的に利活用できるよう整備します。」を関連施策として位置付けております。</p> <p>いただきました具体的な施策等のご意見については、関係課と共有しながら、今後の福祉施策の参考といたします。</p>	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
3	<p>全国の「ひきこもり」、数十万人の内、半数以上が40代、50代となりました。なぜこれほど多くの方が社会から孤立してしまっているのでしょうか。十代の頃から自宅だけで過ごす人達にとって再チャレンジの機会などどこからも提供されませんし、働きたいと思っても彼らの体調や精神的負担を考慮した働く場所などどこにもありません。社会の中に彼らを受け入れる「社会の受け皿」がなにも用意されていないのです。</p> <p>行政の中で「ひきこもり支援」が始まって20数年が経ちますが、これらは一つも変わっていません。「ひきこもり」はいまだに本人や家族の問題として扱われ、「相談」や「居場所」での支援が中心となっています。</p> <p>今こそ「ひきこもり」を社会の課題と捉え、彼らの精神面や経済的支援など将来設計を視野に入れた支援へと変わらなくてはならないと考えています。</p> <p>そのような点から、孤立してする人達が地域の中で働くことが出来、温かな人との「つながり」を創っていくようなシステムを考えました。その内容は「第3期宇治市地域福祉計画で取り組む宇治市の課題」の5つの項目とも深く関わるものもあり、課題解決のための具体策の一つとしてぜひとも実現してくださいますようお願いいたします。</p> <p><社会から孤立する人たちを”つながり創り”で地域の輪の中に></p> <p>「若者及び青年期における”社会的孤立”への対応の重要性」</p> <p>教育、福祉、医療の支援に該当しない方で18~60歳までの成人への社会的支援やサービスが欠如しているという現実がある。とくに「ひきこもり」の方はそれらの支援の狭間にあり適切な支援が無いために、再出発の機会を与えられず、多くの方が数十年間孤立したまま40代50代となっている。</p> <p>また近年では「ひきこもり」だけでなく、一人世帯、高齢の親との二人暮らし、在宅ワークなどで、日々誰とも顔を合わせることなく暮らしている方が非常に多い。</p> <p>仕事や買い物もオンラインで出来る社会となった今日、人と人が繋がれる機会を出来るだけ多く創り出し、互いに助け支え合える「人とのつながり」を創っていくことが重要と思われる。分断や差別化で益々他人に対して関心が薄れていく中で、今「人とのつながり創り」は地域福祉の大変重要な要素となってきている。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P.48)42 不登校・ひきこもりに関する相談窓口を充実させ、内容に応じて関係課や関係機関との連携を図ります。」として位置付けております。</p> <p>宇治市における「ひきこもり」に対する施策としては、令和2年10月にひきこもり相談ルーム「あんど・ゆー」を開設したことと併せて、宇治市ひきこもり支援ネットワークを設置し、地域における支援団体や関係機関等の連携体制の強化など、ひきこもり支援に向けた取組を進めてきたところです。</p> <p>いただきましたご意見も踏まえながら、地域における支援団体及び宇治市ひきこもり支援ネットワークと連携して、課題解決にむけた取組を推進してまいります。</p>	

提案

つながり 創り推進課	①「ワークセンター」 →仕事作り	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多くの種類の課題の解決 ・「ひきこもり」や子育て中、短時間労働を希望する方の雇用
	②「0円ショップ」	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの若者が主体的に運営 ・地域のセイフティネット ・自殺防止

「つながり創り推進課」（仮称）のようなものを創る

特徴 ①一つの事業で※多くの課題（下記）に取り組むことが出来る。

②それぞれの課題の解決に当たり、それを事業化することで雇用を生み出すことができる。

ひきこもりの方の仕事作り

③住民参加の住民が主体となった支援活動が実現

- ・宇治市の市民、誰でも参加できる
- ・自主的に参加
- ・ある時は支援を受けたり、また支援する側にと相互的な支援

小さな課題の発見や解決への細やかな気づき他、住民目線でのきめ細やかな支援が可能

※多くの課題

- ・子育て支援
- ・ひきこもり支援
- ・自治会、町内会の高齢化による運営難
- ・自殺防止
- ・母子、父子家庭支援
- ・高齢者、認知症、介護
- ・商店街の活性化
- ・農業の活性化 等

事業内容

①「ワークセンター」（「シルバー人材センター」のようなもの）を創る

- ・依頼されたものの中で※事業として行えるものは「ワークセンター」を通して、あらかじめ登録している人に仕事として斡旋する。
- ・ひきこもりの再チャレンジの機会や働く場の創出として大いに期待できる。

<事業化できるもの>

例 1. 公民館の清掃 2. 児童公園の清掃、草抜き 3. 空き家の草抜き、掃除
4. 商店のチラシ配り 5. 植木の水やり 6. 買い物代行、ゴミ出し
7. 町内会、自治会の会報作り 8. 農地のジャンボタニシの幼虫駆除
9. 電気部品の検品 10. 留守宅のペットの餌やり 11. 野菜の収穫手伝い
12. ポスティング 13. 通園、通学バッグなどの手作りの依頼
14. 衣類の寸法直し 15. 事務作業の依頼 16. 会館の障子の張り替え
17. 年賀はがきの作成 18. 名刺作り

②「0円ショップ」の運営

- ・寄付された物品を0円で来られた方に提供する
- ・賞味期限切れなどの弁当やパンを地域の商店から寄付してもらい0円で提供する
- ・商品管理、陳列など、ひきこもりがちな人たちの働く場として運営
- ・自殺防止のセイフティーネットとして深刻な問題の早期発見に繋がる

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
4	<p>[3 緩やかな支え合い]</p> <p>(1) 23 五大疾患の一つ精神疾患、誰もが思う可能性がある心の病気のことを、若い世代の人に正しく理解してもらうように、市内の中学校・高校生を対象に副読本（知ってほしい、心の病気のこと。）＝京都南部の精神保健福祉をすすめる会 かわせみ編＝等を使った出前講座の取組。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組における「(P. 44) 3 フレイル予防、各種の機能低下予防、疾病予防事業の積極的な実施及び各種検（健）診等、健康に関する情報の積極的な広報に取り組みます。」および「(P. 47) 33 悩みを抱えた人に対して、状態が深刻化する前の早期発見や、寄り添い支援、誰も自殺に追い込まれることのない体制を構築します。」の中での取組の参考いたします。</p> <p>これまで、出前講座といたしましては、幅広い層や世代を対象に18回実施し、手話をはじめ要約筆記や筆談、また視覚障害者の手引きの実技などの内容で、例年市内小中学校等で開催しているところです。</p> <p>ご意見も参考に、今後も引き続き、関係部局間にて連携し、取組を推進してまいります。</p>	
5	<p>[4 多様な福祉サービスの創生と展開]</p> <p>(1) 32 精神疾患や心の病気の方が気軽に立ち寄り、「ホッ」とでき、なんでも話せる仲間が集える居場所があれば、孤独になる人が少なくなるのでは。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 45) 20 公共施設や学校、福祉施設、空き家・空き店舗、隣保館等の既存施設が、地域福祉活動や交流の拠点として、利活用できるような取組を推進します。」及び「21 デジタル技術の活用により、気軽に住民同士の交流や情報共有のできる仕組みづくりを推進します。」として位置付けております。</p> <p>これまでから、障害のある人が創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を目的に通える場として、地域活動支援センター事業を実施しています。その中で、精神疾患の方を対象とする事業所については2か所あります。</p> <p>今後も引き続き、周知・啓発を含め、事業の推進に努めてまいります。</p>	
6	○障害のある方が、長年何の支援にもつながらず、家族が必死で支えておられる話をよく耳にします。もっと気軽に相談できる窓口、相談支援センターの数を増やすべきでは。	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として位置付けております。</p> <p>障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中、日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関につなぐ総合的な相談支援体制の確保のため、今後も引き続き地域の課題に対し検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図っていきたいと考えています。</p>	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
7	○在宅の障害のある方が、できるだけ自分の力で生活をと考えられ、電動車イスで外出されますが、横断歩道の所の段差等や歩道がガタガタで、とても苦労されているとお聞きします。誰もが住みやすく快適な生活が送れるように道路補修等をお願いします。	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 44) 2 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進します。」として位置付けております。 また、いただいたご意見について、交通バリアフリー法の構造基準を踏まえて調査を行い、必要に応じて補修・修繕を行ってまいります。	
8	高齢化が今後の大きな課題。又、60歳定年の時代が終わり、その後も働き続ける方が増え、民生児童委員や学区福祉委員等の担い手も減ってきてている。地域福祉を考えていく上で、P.24に記載されているようなことだけでなく、今までのやり方でない新しい「何か」を考えしていく必要があるのではないかでしょうか。今の新しい世代の方たちにあったやり方が必要だと思います。町内会、自治会等における地域力の低下は、参加することに特に若い世代は面倒と感じていることだと思います。活動の大切さとかを理解してくれという押しつけは、より参加を減らすのではないかと思います。 家族の看護・介護が不安のベスト5にほぼどの年齢層にも入っています。今後、順位は上がるのではと思います。家族介護の限界を考え、行政・国が手立てを考えていっていただきたいです。	重点取組項目の一つに「(P. 41) ①市民ニーズに応じた地域コミュニティの活性化」として位置付けております。 また、人口減少社会が進行や価値観が多様化する中で、地域住民の主体的なコミュニティ活動に加え、地域住民と企業やNPO等を含めた多様な組織が相互に連携した、協働によるまちづくりの推進が重要だと考えております。	
9	高齢化、支援の必要となる方が年々増加している中、歩道が狭く、また舗装もできていない所があります。車イスの方などのことも考え、改善をお願いします。	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 44) 2 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進します。」として位置付けております。 いただいたご意見踏まえて、担当課と共有の上、改善に向けて検討を進めてまいります。	
10	「支援センター そら」だけではキャパオーバーとなっている状況を考えます。委託を増やすことは可能ですか？	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として位置付けております。 障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中、日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関につなぐ総合的な相談支援体制の確保のため、今後も引き続き地域の課題に対し検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図っていきたいと考えています。	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
11	<p>○成年後見制度利用促進基本計画について</p> <p>現状では、保護者の認知機能が低下し、障害のある我が子のサービス利用料の支払いが困難であったり、生活の質の低下が顕著になってきているケースで、母親以外の家人に支払いのお願いや新たなサービスの提案、成年後見の案内をしても、なかなかに反応がなく、事業者側が働きかけることのできる限界を感じことがある。原因の一つとして、制度の分かりづらさがあると思うので、市としても、たくさんの方が受け入れやすい、受け身ではなく、積極的な働きかけをしていただきたい。</p>	<p>成年後見制度利用促進基本計画 (P. 48 地域福祉推進のプログラムの具体的な取組 43~47)において、中核機関の在り方等成年後見制度利用促進にかかる取組を位置付けております。</p> <p>関係部局および関係機関と連携し、機会を捉えた制度の周知・啓発を含めた事業の推進に努めてまいります。</p>	
12	<p>○「6 地域福祉推進のプログラム」の具体的な取組について</p> <p>公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及の推進を切に願います。新しくできた「茶づな」は、車椅子トイレが一つだけ、エレベーターは狭いなど、文化センターについてもこれから高齢化していく宇治市として、しっかりとバリアフリー化をしてください。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 44) 2 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進します。」として位置付けております。</p> <p>なお、いただきましたご意見については、担当課と共有のうえ、お茶と宇治のまち歴史公園およびお茶と宇治のまち交流館(愛称: 茶づな) の今後の運営における参考といたします。</p>	
13	<p>○P. 45</p> <p>広報・啓発の取組というのが、たくさん載っている点で、福祉施設に魅力を持ってもらえるような工夫、アピールをもっとしてほしい</p> <p>(職場は人材不足で困っています。若い人たちがなかなか集まらない。)</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 48) 48 正確な情報をより多くの人に届けるため、個々に合った広報媒体での発信を推進します。」として位置付けております。</p>	
14	<p>地域福祉の現状と課題の部分で、障害者支援として宇治市障害者生活支援センター そらとの連携に生活相談が出来ているとのことでしたが、支援員さんの少ない人数で本当に対応が…。一人の相談員のキャパを超えていっているのでは。もっと人数を増やすべきでは…と思います。</p> <p>「我が事」と本当に提えて、市・府・国は障害者目線で考えてくれているのでしょうか。地域で共生社会とは 本当に難しい厳しい現実がある様に思う。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として位置付けております。</p> <p>障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中、日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関につなぐ総合的な相談支援体制の確保のため、今後も引き続き地域の課題に対し検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図っていきたいと考えています。</p>	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
15	<p>1. 安全・安心に暮らせるまちづくり 公共施設のバリアフリー化 ユニバーサルデザインの普及について 2021年夏にオープンした「茶づな」を見学しました。宇治市の代表的な歴史公園として多大な予算が回されました。今後は約3人に1人が高齢者になると見込まれていますが、「茶づな」内には1か所の車椅子トイレと、1基のエレベーターしか設置されていません。2Fの展望スペース、研修室フロアには、車いすトイレがありません。又、広々と整備された遊歩道スペースに、外部トイレや天気を気にせず腰をおろせる東屋も見当たらない。残念です。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 44) 2 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進します。」として位置付けております。</p> <p>なお、いただきましたご意見については、担当課と共有のうえ、お茶と宇治のまち歴史公園およびお茶と宇治のまち交流館(愛称:茶づな)の今後の運営における参考といたします。</p>	
16	<p>4 多様な福祉サービスの創生と展開 (32) 障害者生活支援センターは17年前の設置時より市の予算はどれほど増えたのでしょうか。障害、高齢、ひきこもり、ヤングケアラー、シングル家庭、複雑に交錯した個人や家庭問題の相談窓口機能は体制の充実なくしてはすすめられません。社会的弱者のフォローは専門機能があつて、地域福祉として進むと思われます。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 47) 36 ヤングケアラー、ひきこもり等、分野横断的な課題や制度のはざまにある問題を、包括的・重層的に捉え、関係機関の連携・協働を強化することで課題解決のための適切な支援につなげます。」および「(P. 47) 37 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ等、関係機関の横断的なネットワークづくりを推進します。」として位置付けております。</p> <p>いただきました具体的な施策等のご意見については、関係課と共有しながら、今後の福祉施策の参考といたします。</p>	
17	<p>医療的ケアを必要とする障害のある方が、学校を卒業して次に通う所が少ないと思います。 今後の卒業生も現在の医療ケアの方々が安心して通える手立てをお願いします。 障害のある方の保護者の高齢化が深刻化しています。 障害のある方は高齢による障害が重度化し、保護者は体力や健康面が不安になってきます。 保護者も障害のある方も安心して暮らせる制度が必要となると思います。</p>	<p>本計画においても地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として、障害のある人の地域生活への支援について記載をしているところです。</p> <p>いただいたご意見について、障害福祉に関連する具体的な事業に関しては、「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」および、今後策定いたします「宇治市障害者福祉基本計画」等において、参考とさせていただければと考えております。</p>	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
18	○親の高齢化・障害者の高齢化 緊急時の対応等、障害者施設側はできるだけ（人力で）対応している。親亡きあとの障害者の生活をスムーズに行えるよう制度等を見直していただきたい。	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を目指し、宇治市においても、市内の西部・中部・東部に、合計3つの拠点が配置されています。 いただいたご意見について、障害福祉に関連する具体的な事業に関しては、「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」および、今後策定いたします「宇治市障害者福祉基本計画」等において、参考とさせていただければと考えております。	
19	地域生活支援事業（日中一時支援など）のコロナ感染による休みなどに対する補償を行ってください。	障害福祉サービス事業所への支援については、これまでから新型コロナウイルス感染症による影響を最小限となるよう、消毒液等の衛生資材等への助成や事業所が居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行った場合の報酬算定の柔軟な取扱いなど、各種事業に取り組んできました。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後も引き続き関係事業所からのご意見も伺いながら、事業の推進に努めてまいります。	
20	就学時期を終えた障害者の社会参加との観点から「島根大学 京准教授」の指導下で実施されている「障がい者のためのオープンカレッジ」、障害を有する方が「悪徳商法」などから身を守るために消費者教育などの「リカウント教育」の視点を障害者支援でも導入すべきではと見ています。	いただいたご意見について、障害福祉に関連する具体的な事業に関しては、「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」および、今後策定いたします「宇治市障害者福祉基本計画」等において、参考とさせていただければと考えております。	

②計画について（8件）

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
21	○P.22 2(1) 2障害者支援 複数の地域生活支援拠点が設置されたことも相談対応の中に入れるべきでは。	ご意見を踏まえて地域生活支援拠点について、追記します。	○ 資料2 P.4
22	P.22 宇治市手話言語条例のイラスト 左から2番目、3番目（特に2番目）の文字「市」は薄くてぼやけている。3番目もぼやけている。	(P.22) 可能な限り、鮮明に修正します。	○ 資料2 記載なし
23	○住民移住の観点から 六地蔵地区における大規模開発などが計画に入っていない点で、そもそも市がいわゆる「社会的弱者」の移住（移転）については積極的でない、もしくは、「社会的弱者」の移住（移転）に関しての観点が欠落しているかと見てています。 1, 他市から移動する際に、当事者が従前市で事業者から「どのような障害特性があり、どのような支援を受けていたか」との点を一切、従前市からヒアリングなどを実施せずに「機械的に『障害等級』など」の情報のみを提供を受けていたと平然と言ってのける職員の発言には正直、耳を疑ったこと。 その職員から、小さな文字で記載されたサービス事業者一覧を手渡され、「ここから好きに事業者を選べ」って感じでの対応であったことも申し添えます。 2, 手帳の手続などにおいて、個人情報の取り扱いに不適切な取扱があったこと。また発生した事実と当該手続に関わった職員との認識において相当な齟齬があったこと。 3, 事業者は決まったものの事業者のスタッフの個人的裁量と経験なども踏まえて、支援が行われていたことから担当者が離職した時点で、支援状況が錯乱した。これらの点を踏まえて、私が自力で、大阪労働局や就業支援センターなどと自らの支援について、交通整理を実施したことで、現在、何とか生活ができていると見ている。 以上の点について、名古屋市で開催された「障がい者生涯学習研究会」に参加されていた関東・中部地区の都県担当者、市町村関係者、学術関係者、支援事業者など次のようなコメントを得ている。 「XX市では転出される方に同意を得た上で、事前に転入される市町村に情報提供を実施し、支援が断絶しないように対策を打っています。」	いただいたご意見を踏まえて、P.41「④孤立させない 地域づくり・気軽に集まれる地域の活動拠点の確保」の解説文「地域での見守りや声かけを通じて、孤立しがちな人を地域全体で見守るため、地域と関係団体、関係機関との連携を強化する取組を進めます。」の文中に、「ことや、新しく地域住民となった人に対して支援の断絶や地域での孤立を防ぐ」を追記します。	○ 資料2 P.5

「そもそも、等級だけ情報提供受けければいいとの認識で、宇治市が障害者の方の転入作業を進めていれば、「生活困窮に対する支援」など潜在的な問題を把握できる機会を自ら喪失することになる」との認識が欠落しているのでは?

「自ら市民の方が役所に来てくださる、転入・転出の機会こそ、潜在的な問題を見つけ出す機会であることを認識すべきである。」

「国や府からの制度設計で決められたことを実施するだけで、転出先から等級など数値情報を受けければよいと思い込んでいたのだろう。そもそも都道府県で大きく運用が変わる面があることを担当課は承知すべきである。」

「このような状況は、言葉を置き換えると『支援の断絶』を招いている。」たまたま、自分だったから自力で何とかしたと見ているが、これが知的障害の単身者だったらと考えると・・。そもそも宇治市はそのような認識に立っているのだろうか?

「宇治って人口18万都市では考えられないぐらい、素晴らしいブランドイメージがある。このブランドを活用すべきでは?」

「どのような時に、どのようなリソースと活用すればよいか?との情報が一元化される仕組みを作るべきでは?」「○○さん自身が宇治市に各種リソース情報を提供すればよいのでは?」

私が体感したことは、宇治市のリソースなどでは問題を解決しえないため、自力で大阪労働局など政府機関のリソースも活用し、障害から発生しうる諸問題と向き合いながら、移住先の宇治で今後も生活を送っていくことになると・・。

なお、私の状況は「第3期 宇治市地域福祉計画 で取り組む宇治市の課題で示されている『2. 多様化するニーズに対応する分野間の連携不足』」の具体的実例として委員の間でも共有すべき事例であると見えています。

また今回の計画では宇治市で大規模開発が進んでいる点、宇治市自身が人口増加策を取っていることから、転入者への説明とフォローをどのように実施するか?との点を当該計画に落とし込むべきと考えます。

具体的には、計画の41ページには「④孤立させない 地域づくり・気軽に集まれる地域の活動拠点の確保」の中に「地域での見守りや声かけを通じて、孤立しがちな人を地域全体で見守るために、地域と関係団体、関係機関との連携を強化する取組を進めます。」の後に、「また新しく地域住民となった方に対しても「支援の断絶」、「地域での孤立」を防ぐ観点からも、これらの取り組みを進めます。」の一文を加えるように強く求めます。

24 ○P.44 6 1 (3) 災害時の~
関係課に障害福祉課を入れるべきでは。

ご意見のとおり関係課に「障害福祉課」を追加します。

○
資料2
P.6

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
25	P.50 1 地域福祉推進の役割の5者の役割ですが、地域福祉推進の視点から考えると、行政の部分は広域行政と基礎行政が混じっているような説明。もっと市職員は数ある公務員の中で最も身近な存在であるのに遠く感じてしまいます。 もっと地域住民に密着した受け皿として、住民と協働しながら推進を進める存在を出してほしい。	行政の役割においては、国や都道府県と比較して住民にとって連携しやすい身近な存在としての視点と、市全域を包括的に考える広域的な視点の両方から地域福祉を推進していくものと考えております。 いただいたご意見を踏まえて、「関係団体や地域組織等と連携する」という要素を含めた表現に修正します。 地域福祉の推進においては行政としての役割も大きいものと認識しており、今後も地域と連携して取り組んでまいります。	○ 資料2 P.10
26	市民が主体となった地域福祉活動を推進する為に地域の活動拠点を整備することは、とても重いと思います。具体的な取組項目20で「公共施設や学校、福祉施設、空き家、空き店舗、隣保館等の既存施設」とありますが、「公民館」が抜けているのではないかでしょうか。公民館は生活文化・社会福祉の進行増進を目的とした教育委員会所管の施設です。私は食生活改善推進員（若葉の会）として毎月小倉公民館を利用していますが、学習室の調理設備がもっと充実していたら市民講座の受け入れ人数を増やすことも可能だし、日・祝日も開館されれば日・祝日なら参加できる市民の方にも講座の利用が広がると常日頃から感じています。地域福祉活動や交流の拠点の一つに「公民館」を明記して、中学校区につき、せめて地域包括支援センターの数（8ヶ所）に近付けてください。 また、孤立させない地域づくり、気軽に集まれる場として、身边にある集会所を使いやすくすることで町内会・自治会の人間関係の希薄化にブレーキをかけられるのではないかでしょうか。遠くの会場ではなく歩いて行ける集会所、そこに行けば誰かと喋れる。心配ごとも聞いてもらえる。暮らしに役立つ情報も教えてもらえる。地域の支え合いネットワークづくりに集会所が大きな役割を果たすと思います。具体的な取組項目22に「集会所」を明記してください。集会所の耐震化、バリアフリー化、維持・管理にもっと市が責任を持ち、コミュニティづくりに本腰を入れてほしいと思います。	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の20での列挙はあくまでも例示であり、いただいたご意見については、「公共施設や学校、福祉施設、空き家・空き店舗、隣保館等の既存施設」という記載の中に包含しております。 地域コミュニティの活性化を図り、人と人がつながる機会の創出に向けて、さまざまな公共施設や福祉施設、空き家・空き店舗等が、地域福祉活動や交流の拠点として、利活用できるような取組を推進してまいります。	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
27	<p>○障害者支援や弱者支援の観点から 障害者計画の 26 ページにある下記文書についてです。 平成 18 年に国際連合で採択された『障害者の権利に関する条約』及び平成 23 年に改正された『障害者基本法』において定められた“手話が言語である”ことに基づき、平成 29 年 12 月に「宇治市手話言語条例」を制定しました。 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしています。 下記の点を踏まえて、全文を改定すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『障害者の権利に関する条約』及び平成 23 年に改正された『障害者基本法』において定められた「合理的配慮の提供」の一環として、“手話が言語である”との認識にもなっていること。 ・「聴覚障害者全体の中で手話を理解している方は 14.1 %」、「視覚障害者の中で点字を理解している方が 9.2 %」との数値が総務省から示されている。 <p>(改正案) 宇治市は、障害の有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを市政の基本としています。 その社会的背景には次のことがあります。平成 18 年に国際連合で採択された『障害者の権利に関する条約』及び平成 23 年に改正された『障害者基本法』において定められた「合理的配慮提供」との考え方に基づき、「障害を持つ方が自らの意思を伝える機会」を整える環境を整備することが自治体にも義務として課せられています。 合理的配慮提供の観点と“手話が言語である”ことに基づき、平成 29 年 12 月に「宇治市手話言語条例」を制定しました。今後、宇治市では障害の区分や障害の有無に関わりなく、すべての市民の意思伝達の機会を喪失させないとの観点から IT 技術や産官学の仕組を活用した意思伝達ツールの開発などを実施していきます。</p> <p>注 1 : IT の面ではデジタル教科書ディジーを活用した事例など、外部のコンサル頼らずとも宇治市職員単独で収集できるレベルで先行事例は収集できます。</p> <p>注 2 : 台湾では日本以上に IT 化が進んでおり、日本でいう「マイナンバー」と各種障害支援情報がデジタル化されている。そのため、紙ベースで情報の引継ぎを実施する日本と異なり、いわゆる支援の断絶は発生しにくい状況です。</p> <p>台湾の事例収集については、台北大学の教授(日本語可能)など一定の情報を提供できます。</p>	<p>当該部分については「第 2 期計画期間中の宇治市の状況及び地域福祉の推進状況」として、これまでの振り返りとして記載しております。</p> <p>なお、ご意見のうち「障害の区分や障害の有無に関わりなく、すべての市民の意思伝達の機会を喪失させないとの観点から IT 技術や産官学の仕組を活用した意思伝達ツールの開発などを実施」という部分については、地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P. 48) 49 デジタル技術の活用により「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。」として位置付けております。</p> <p>また、いただいたご意見については今後策定いたします「宇治市障害福祉基本計画」等において、参考とさせていただければと考えております。</p>	
28	○地域福祉推進における基本的活動エリアについて 「小学校区」などエリア範囲が分かりづらい。「自治会・町内会」によって、高齢化などがみられるので、これで本当にきめ細やかな活動が実施できるのか疑問である。	(P. 13) 基本的活動エリアは概ね「小学校区」としておりますが、町内会・自治会の高齢化等も含め、地域の実情に応じてよりきめ細やかな活動が実施できるよう、重層的なエリアの設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ることとしています。	

③その他（8件）

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
29	P.29 4. 多様な福祉サービスの創生と展開 「34 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等、障害者の相談体制の充実を支援します」とあるのですが、以前は、障害者の計画で2か所あがっていたのが1か所になり、委託料も据え置きのままであり、充実しているとは言い難い。	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P.47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として位置付けております。 障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中、日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関につなぐ総合的な相談支援体制の確保のため、今後も引き続き地域の課題に対し検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図っていきたいと考えています。	
30	○ P.22 障害者支援 宇治市障害者生活支援センター そらとの連携が挙げられているが、連携はしっかりとられていると考えられるが、それに見合う委託金が出ておらず、増え続ける相談に答えられない状況であると思う。	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P.47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として位置付けております。 障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中、日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関につなぐ総合的な相談支援体制の確保のため、今後も引き続き地域の課題に対し検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図っていきたいと考えています。	
31	○成年後見制度について 「事前に利用を決めておかなくてはいけないが、元気なときには決められない」という気持ちがよく分かるので、どのようにすれば事前に利用することが決断できるのか、そんな情報提供ができればいいなと思った。	成年後見制度利用促進基本計画 (P.48 地域福祉推進のプログラムの具体的な取組 43~47)において、中核機関の在り方等成年後見制度利用促進にかかる取組を位置付けております。 関係部局および関係機関と連携し、機会を捉えた制度の周知・啓発を含めた事業の推進に努めてまいります。	
32	○「障害者の相談体制について、相談機能の充実を図る」 充実を図るために、充分な委託費の検討もしてほしい。	地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P.47) 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。」として位置付けております。 障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中、日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関につなぐ総合的な相談支援体制の確保のため、今後も引き続き地域の課題に対し検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図っていきたいと考えています。	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
33	<p>第2期計画期間中の宇治市の状況及び地域福祉の推進状況の報告では、以下の相談支援事業の強化が記されていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者総合相談窓口として、地域包括支援センターを6か所と支所2か所設置していたが、地域包括支援センターを8か所に増設し、体制強化を図った。 ② 地域子育て支援拠点を7か所設置していたが、全部で10か所設置した。 ③ 宇治市社会福祉協議会とともに生活困窮支援に積極的に取り組んだ。 ④ 引きこもり状態の課題に対して、不登校・ひきこもり相談窓口「あんど・ゆー」や「ひきこもり支援ネットワーク」を設置し、連携体制の強化に取り組んだ。 ⑤ 「宇治市障害者生活支援センター そら」と連携を図り、地域の障害者の生活課題や困りごとの相談対応に取り組んだ。 <p>令和3年の社会福祉法改正において、重層的支援体制整備事業実施が決まり、第3期計画で取り組むべき課題として、多様化するニーズ（8050問題、老々介護、ヤングケアラー問題、）に対して相談支援体制の強化が必要です。</p> <p>高齢相談と子育て相談と連携する、障害者の相談支援体制強化（生活相談支援センターの創設等）が第3期計画で実施されることを望みます。</p>	<p>地域福祉推進のプログラムの具体的な取組の一つに「(P.47) 36 ヤングケアラーやひきこもり等、分野横断的な課題や制度のはざまにある問題を、包括的・重層的に捉え、関係機関の連携・協働を強化することで課題解決のための適切な支援につなげます。」および「(P.47) 37 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ等、関係機関の横断的なネットワークづくりを推進します。」として位置付けております。</p> <p>いただきました具体的な施策等のご意見については、関係課と共有しながら、今後の福祉施策の参考といたします。</p>	
34	<p>○「地域共生社会の実現」がいたるところに書かれてあるが、自助→共助→公助ではなく、行政がどう主体的な役割を担っていくことが大切であると考えます。</p> <p>災害、現在のコロナの問題など、真に行政がしっかりとやっていくことだと思います。</p>	<p>「地域共生社会の実現」については、平成28年6月の閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて示されたものであり、本計画においても、住民の主体的な参加を大前提とし、行政をふくめた地域福祉の推進を担う5者が連携・協働しながら取組を進めしていくものとしています。</p> <p>地域福祉の推進においては行政としての役割も大きいものと認識しており、今後も地域と連携して取り組んでまいります。</p>	
35	若い人たちが住みやすい地域福祉を目指してください。福祉の充実が何より大切です。	ご意見を踏まえながら、基本理念に基づき地域福祉の推進に取り組んで参ります。	

No.	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正
36	<p>○所管</p> <p>城陽市以外の自治体が実施していない内容（所属課、性別、正規または非正規など一定の層からすれば、容易に個人が特定できるレベル）まで添えて、「市民の不安を払拭する」として、「市職員のコロナ罹患情報を発表する自治体が作成する計画」として、当該計画を読ませていただきました。</p> <p>某県職員やある省庁関係者を含む広い階層の方から「宇治市職員の人権を守れない首長や市幹部が宇治市民の人権を守れるの？」との声を個人的に聴いています。</p> <p>この計画においても、「市職員へのコロナ発表事例」と同様に「弱者に寄り添う観点」がある種欠落している点が散見されます。このことは、このような計画を策定する幹部職員や一般職員が国や府から降りてきた文書を基に淡々と計画を作るために発生する事象とも見てています。</p> <p>これまでの状況を鑑みると「他の自治体の状況を知る」との観点とワークライフバランスの観点から宇治市職員への研修機会の提供の場が必要不可欠になるとも見てています。</p> <p>一例を挙げると・・・。</p> <p>大阪市立大学大学院（社会人コース・梅田サテライト）や放送大学（科目履修制度）への通学援助（休暇面など）、八尾市が実施しているような「自治体と福祉サービス事業者との共同研修」など、リカレント教育の観点から職員の方が学びを継続できる仕組みの構築を宇治市役所自身が実施していくことも考えます。</p> <p>つまり、様々な制度を構築し、支えるためにも宇治市職員を守り、育てる仕組みを構築させることが必要不可欠と見ていています。</p> <p>その上で、行政や地域住民が協働で障害の有無に関わりなく、必要な際に市民が学び、集う場を構築することなど計画が記載していることを大筋では評価していることも強く述べておきます。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、「他の自治体の状況を知る」との観点とワークライフバランスの観点から宇治市職員への研修機会の提供の場」については重要であると認識しております。</p> <p>宇治市では「宇治市職員人材育成基本方針」に基づき、研修等の人材育成に取り組んでいるところです。</p> <p>今後においても、地域福祉の推進を担う5者のうちの「行政」としての役割を担ってまいります。</p>	